

関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額		
		平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成十二年四月一日から令和五年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	
0402	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五パーセント以下のものに限る。)			
		一 砂糖を加えたもの	略	三百四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
		二 その他のもの		
		(一) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。))及び同令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。))(二)から(四)までに掲げるものを除く。)	略	三百四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、三百九十六円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
		(二) 飼料用のものうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	三百四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、二百三十一円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
(三) 飼料用のものうち、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下この項において「欧州連合協定」という。))の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	六十三・三三円		

	(四) 飼料用のもののうち、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下この項において「日英協定」という。)の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	六十三・三三円
	(五) その他のもの	略	三百四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二一三を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
0402.21	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五パーセントを超えるものに限る。)		
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	一 脂肪分が全重量の五パーセントを超えるもの		
	(一) 脂肪分が全重量の三十パーセント以下のもの	略	四百八十九円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に六百十二円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額)
	(二) その他のもの	略	八百三十四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に千二十三円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額)
	二 その他のもの		
	(一) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの((二)から(五)までに掲げるものを除く。)	略	三百二十六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、四百二十五円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
	(二) 飼料用のもののうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	三百二十六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、二百四十七・九二円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
	(三) 飼料用のもののうち、欧州連合協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	六十七・九二円

	(四) 飼料用のもののうち、日米貿易協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	三百二十六円(日米貿易協定発効日以後に輸入されるものにあつては、二百四十七・九二円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
	(五) 飼料用のもののうち、日英協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの	略	六十七・九二円
	(六) その他のもの	略	三百二十六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二一三を乗じて得た額に四百二十五円を加算した額から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
0402.29	その他のもの		
	一 脂肪分が全重量の五パーセントを超えるもの		
	(一) 脂肪分が全重量の三十パーセント以下のもの	略	四百八十九円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に六百十二円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額)
	(二) その他のもの	略	八百三十四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に千二十三円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額)
	二 その他のもの	略	三百二十六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に四百二十五円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額)
0402.99	その他のもの		
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの以外のもの		
	一 脂肪分が全重量の八パーセントを超えるもの	略	四百五円
	二 その他のもの	略	百九十九円

0403	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナツ若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)		
0403.90	ヨーグルト以外のもの		
	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナツを加えたもの(バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。)		
	(一) 脂肪分が全重量の一・五パーセント以下のもの	略	三百四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百円を加算した額を控除した額)
	(二) 脂肪分が全重量の一・五パーセントを超え二十六パーセント以下のもの	略	四百五十九円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に五百八十二円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百円を加算した額を控除した額)
	(三) 脂肪分が全重量の二十六パーセントを超えるもの	略	八百三十四円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に千二十三円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百円を加算した額を控除した額)
0404	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)		
0404.10	ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(一) 脂肪分が全重量の五パーセント以下のもの	略	三百二十六円(発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に四百二十五円を加算した額から申告価格に〇・三五を乗じて得た額に百二十円を加算した額を控除した額)

		(二) その他のもの	略	五百五十二円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に六百八十七円を加算した額から申告価格に〇・三五を乗じて得た額に百二十円を加算した額を控除した額)
0405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド			
0405.10	バター			
	一	脂肪分が全重量の八十五パーセント以下のもの	略	八百六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に九百八十五円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百九十円を加算した額を控除した額)
	二	その他のもの	略	九百四十九円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に千百五十九円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百九十円を加算した額を控除した額)
0405.20	デリースプレッド		略	八百六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に九百八十五円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百九十円を加算した額を控除した額)
0405.90	その他のもの			
	一	脂肪分が全重量の八十五パーセント以下のもの	略	八百六円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に九百八十五円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百九十円を加算した額を控除した額)
	二	その他のもの	略	九百四十九円(発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二九八を乗じて得た額に千百五十九円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に二百九十円を加算した額を控除した額)

備考

一 「環太平洋包括的及び先進的協定」とは環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定をいい、「日米貿易協定」とは日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定をいう。

二 「発効日」とは環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日をいい、「日米貿易協定発効日」とは日米貿易協定が日本国について効力を生ずる日をいう。

三 「申告価格」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により提出される輸入申告書に記載した価格を同申告書に記載した数量で除した一キログラム当たりの価格をいう。